

第23期佐世保市農業委員会第20回総会議事録

1 開催日時 平成31年1月25日(金) 14時30分から16時15分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 2番	川上 宗康	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	富川 利光
委員 4番	長谷川 清美	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 徳衛	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	井手 源一郎	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員(1名)

1番 有馬 秀志

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
日宇地区	磯本 安男	世知原地区	岩佐 孝
佐世保地区	松永 豊吉	宇久地区	菅 徳雄
柚木地区	宮崎 敦	小佐々地区	松田 眞
大野地区	牟田 昇	江迎地区	小川 憲人
		鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(1名)

早岐地区 久野 利幸

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長 堤 正英

事務局 次長 中里 忠義

事務局係長 天羽 孝太郎
事務局係長 太田 慎也
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 小村 貴光
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第195号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第196号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第197号議案 非農地証明願について
第198号議案 非農地通知について
第199号議案 土地改良法第3条資格者の証明について
第200号議案 農用地利用集積計画(案)について
第201号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第202号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第20回総会を開会いたします。
一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
改めまして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。本日は今年初めての総会ということで、お忙しい中に出席いただきありがとうございます。
本日の総会がスムーズに進行できますよう最後までご協力をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願ひいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は1番の有馬秀志委員が欠席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していること

をご報告いたします。また、委員定数には関係ございませんが、早岐地区推進委員の久野利幸委員が欠席です。以上です。

副会長 ありがとうございます、それでは、③議事録署名人については、6番 浦清一委員、7番 川口勇二委員、補充として8番 小川徳衛委員にお願いいたします。

それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。第195号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第195号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、有福町の3筆。地目は、登記田、現況畑です。面積は、3筆合計813㎡。転用目的は、住宅用地です。施設は、賃貸住宅1棟軽量鉄骨造2階建、延床面積は411.08㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、上有福公民館より南西に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m、切土最高0.3m。法面保護をする。日照通風は、残存農地の排水路を確保する。排水計画は、雨水は溜桝から水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。農地法第3条取得農地の農地転用申請に係る理由書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますがこちらは添付が済んでおります。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、相浦・九十九地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、椎木町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地です。面積は598㎡。転用目的は、共同住宅です。施設は、共同住宅1棟鉄骨造2階建、延床面積は193.20㎡、並びに駐輪場、建築面積は5.33㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、椎木峠バス停より東に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.45m。土止め工事をする。日照通風は、建物高を加減7.836m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は下水道。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書、融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますがこちらは添付が済んでおります。都市計画法関係は連たん区域です。

以上2件ですが、2番の相浦・九十九地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておられますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、2番の相浦・九十九地区の案件は、大宅委員が申請代理人となっておられる案件ですので先に審議いたします。大宅委員は一時退席願います。

(大宅委員退席)

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。2番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番の富川です。1月23日に伊賀崎委員と転用者にて現地を確認してまいりました。
申請地は、海拔1m地帯ということもあり、盛土を45cm程度行うということでしたので、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 相浦・九十九地区の伊賀崎です。富川委員が説明されたとおりで問題ないと思います。

議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは2番の案件につきましては許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 それでは1番の案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番の川上です。1月20日に北村推進委員と現地を確認してまいりました。
申請地は市道の隣接になりますが、付近には住宅地もあり、周辺に対する影響はなく、特に問題ないと見てきました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員が言われたとおり、問題ないものと思います。以上です。

議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第195号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第196号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第196号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。
1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の3筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は3筆合計2,431㎡です。転用目的は整備車置場。権利は、所有権移転贈与です。施設は、整備車置場1,000㎡、通路(車両運搬作業スペース)1,431㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、国道202号線沿い鳥越バス停より西に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m。法面保護をする。日照通風、近傍に農地はなく被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。農地法第3条取得農地の農地転用申請に係る理由書添付。都市計画法関係は許可不要です。
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2番 2番の川上です。1月20日に北村推進委員と現地を確認してまいりました。
申請地は農道、市道に囲まれた土地で、付近には農地は全く無く問題はありません。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員が説明されたとおり問題ないと思います。

議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第196号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第197号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 失礼します。第197号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。
- 1番、柚木地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、小舟町の一筆。地目は、登記、現況ともに宅地で課税が畑となっております。面積は、244.11㎡です。願出の理由としては、昭和40年1月27日付で農地法第5条許可を受けており、昭和41年4月5日に宅地へ地目変更している。その後、建物を取壊し、一時期農地として利用していたが、過去一年以上耕作しておらず、現在は非農地の現況である。参考事項としまして、こちらは、長崎県立ろう学校佐世保分校から東側の方向、約40mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-2に該当します。
- 以上、1件です。ご審議よろしくお願いたします。
- 議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番 柚木地区。
- 8番 8番の小川です。1月20日に宮崎推進委員と現地確認を行いました。
- 願出の理由のとおりでございます。過去に一時農地として利用されていたようですが、一年以上耕作しておらず、現在は宅地の現況で、非農地証明願は妥当と思われる。
- 議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 宮崎委員 柚木地区の宮崎です。今、小川委員の報告のとおり、問題ないと思われま。以上です。
- 議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委員 (なし)
- 議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議長 ありがとうございます。それでは、第197号議案について非農地証明書を交付することといたします。次に、第198号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、それでは、第198号議案非農地通知について説明いたします。
- 今回の非農地通知案件は、合計で169筆、面積49,513.52㎡となっております。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。
- 以上です。ご審議よろしくお願いたします。
- 議長 それでは、この案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第198号議案について、非農地通知を発出することといたします。次に、第199号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第199号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、ご説明いたします。

今回、針陽地区において水利施設等保全高度化事業による農業用排水施設の整備が予定されており、名簿に記載されている方々が土地改良法第3条の資格を有しているか否かについて、市の農林整備課より照会がっております。

この後、農業委員さんから調査された内容につきましてご報告していただき、この中で資格を有している方について証明をすることとなります。なお、原委員該当の案件ですので、この後ご退席をお願いします。また有馬委員が欠席のため、川上委員より調査結果の報告をお願いしたいと思います。

以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 それでは、この案件は、原委員が関係する案件となっておりますので原委員は一時退席願います。

(原委員退席)

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。針尾地区ですが、1番 有馬委員が欠席のため、2番 江上地区の川上委員より報告をお願いします。

2 番 2番の川上です。名簿記載の全ての方がきちんと耕作されており、3条資格者であることを針尾地区の委員とともに確認しております。以上です。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第199号議案については、名簿に登載されている方全員を、3条資格者として証明いたします。原委員につきましては入室し、着席してください。

～原委員着席～

議 長 それでは、次に、第200号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第200号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区1、吉井地区1件、世知原地区1件、宇久地区2件、江迎地区1件、鹿町地区7件の計13件です。また、所有権の移転は、宮地区1件で、全体で14件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい、それではこの案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第200号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。次に、第201号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第201号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区2件、三川内地区10件、中里地区1件、世知原地区1件、小佐々地区1件で、合計15件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第201号議案については承認されましたので、(案)を削除
願います。

次に、第202号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いいたしま
す。

事 務 局 はい、第202号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区3件、三川内地区10件、中
里地区1件、世知原地区1件、小佐々地区1件で、合計16件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるか
の意見照会がなされたもので、第201号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了
した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第202号議案については、異議なしとして佐世保市長へ回
答いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告につい
て、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。宇久地区1件、
江迎地区1件について、相続及び時効による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。
以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、
ご説明いたします。平成30年12月25日付局長専決事項として、日宇地区1件受理しておりま
す。以上、ご報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、

事務局の説明をお願いします。

事務局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年12月12日、12月17日、平成31年1月4日、1月9日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区2件、大野地区1件、皆瀬地区1件の計5件受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、佐世保地区1件、大野地区1件、相浦・九十
九地区1件の計3件を受理しております。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、願
いします。

事務局 【宇久メガソーラー事業にかかる状況報告について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、
第20回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。